

(別表 2)

不利益処分に係る処分基準

(令和 2 年 4 月 1 日作成)

法 令 名	北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例(平成 17 年北海道条例第 10 号)
根 拠 条 項	第 20 条第 2 項
処 分 の 概 要	遺伝子組換え作物の開放系試験栽培の変更命令
法 令 の 定 め	第 20 条 2 知事は、届出試験研究機関が、前条第 2 項において準用する第 11 条、第 12 条若しくは第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定に違反したとき、又は前項第 2 号若しくは第 3 号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同項第 2 号又は第 3 号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。
処 分 基 準	次のいずれかに該当すると認める場合であって、その是正をすみやかに行わなければ、交雑及び混入を防止する上で支障があると認められる場合、又は是正勧告等に従わなかった場合に、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、同命令を発する。 (1) 第 19 条において準用する第 11 条、第 12 条又は第 13 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号の規定に違反したとき。 (2) 第 17 条第 1 項又は第 18 条第 1 項本文の規定による届出があり、当該届出に従って開放系試験栽培がなされるとした場合において交雑又は混入を防止することができないと認められるとき。 (3) 第 17 条第 1 項若しくは第 18 条第 1 項本文の規定による届出の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの届出の日以降における科学的知見の充実により当該届出に従って開放系試験栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。
処 分 担 当 課	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
問 い 合 わ せ	農政部食の安全推進局食品政策課 (電話番号：011-231-4111 (内線 27-695))
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/kikaku/gyousei_tetsuzuku.htm